

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



定期の予防接種に関する間違いの防止について（注意喚起）

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「定期の予防接種に関する間違いの防止について（注意喚起）」
が届いておりますのでご案内申し上げます。
また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載して
おります。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 1705 号
令和 7 年 3 月 3 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 仲村尚司

定期の予防接種に関する間違いの防止について（注意喚起）

今般、日本医師会より標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

令和 6 年 10 月より開始された、新型コロナウイルス感染症に係る定期接種において、有効期限切
れのワクチンを使用した事案が発生したとのことです。

本件は、医療機関においては改めて予防接種に係るワクチンの有効期限の確認などの間違いの発生
防止に努めるとともに、間違いが発生した際には厚生労働省へ速やかに報告するよう協力を求めるも
のとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下関係医療機関等への周知
方につきご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- ・ 定期の予防接種に関する間違いの防止について（注意喚起）

（令和 7 年 2 月 20 日（日医発第 1976 号（健Ⅱ））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:高良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 6 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

定期の予防接種に関する間違いの防止について（注意喚起）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

定期の予防接種の実施に当たっては、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）において、予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、発生した際には、厚生労働省に速やかに報告することとしています。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る定期接種において、有効期限切れのワクチンを使用した事案がありました。被接種者には、接種を実施した市町村より誤接種について説明しており、現時点で、誤接種による体調不良等の報告はありませんが、各自治体におかれては、ワクチンの有効期限を必ず確認の上で使用するよう、管下の医療機関に対して改めての注意喚起をお願いいたします。

また、各自治体におかれては、改めて予防接種の手順を再確認することにより、予防接種に係る間違いの発生防止に努めていただくとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、間違いが発生した際には厚生労働省に速やかに報告をお願いします。引き続き、定期の予防接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。